

# 被災者生活再建支援制度などに関する意見

浅見

## 1. 基本的な考え方

- (1) 事前策優先：災害被害を最小限とし、国民の生命財産の損失を最小限にする。
- (2) 事後策強化：手厚い生活再建策を効率的かつ効果的に行う。
- (3) 全体と部分：全体的な災害対策システムの中で、制度を位置づけるべき

## 2. 災害被害の最小化

- (1) 効率性：最も対策として効果的な策から講じていく。ハザードの種類に応じて効果的策を検討し、効果的な策が速やかにとられるよう、社会環境を整備する。そのための動機付け策を検討する。
- (2) 自助優先：効果的な自助対策がある場合にはそれを優先する。
- (3) 共助公助：効果的な自助対策がない場合に、効果的な共助対策を検討、それがいない場合に効果的な公助対策というように対策主体を広げていく。どうしても効果的な防止策はない場合には、効果的な事後策で対処。
- (4) 救済策確保：例えば、対策にもれが生じる場合について、社会的にサポートしていく仕組みを考える。その際に、自助のインセンティブを減殺しないよう配慮。

## 3. 事後策強化

- (1) 被害が最小化されれば、本来の社会損失も防げたはずなので、その分、手厚い生活再建策を効率的かつ効果的に行う。
- (2) 能力の範囲で自己努力をした人ほど、より手厚く救済されることが必要。
- (3) 生活再建が早く対応し、早く終わるようにすべき。  
手続き・手間の最小化、即応性のある準備
- (4) どのような規模の災害についても、同様に対応できるしくみが原則。ただし、災害に応じた適応性は必要。

## 4. 留意点

- (1) 悪用・モラルハザードの回避：対策を悪用したり、悪用まではいかなくても自らの改善努力を怠るような動機がないように、制度設計をする。
- (2) 災害対策が通常時にも有益であることも重要な視点。

## 5. 地震対策での例

- (1) 地震対策で効果的なのは、建物の耐震化、内装・家具の転倒防止、設備の地震感応化  
建物耐震化の阻害要因除去の例  
建て替え困難建物の耐震化改修促進  
接道不良建物：安全化措置を条件に耐震改修は認める制度

- 既存不適格建築物：市街地貢献を条件に耐震化建てかえを認める制度
- 共同住宅における建て替え事業促進
- 耐震性不良建物での過半数合意による建て替えの履行
- 建て替え決議自体の強化（正当事由性を強化、担保権者による建て替え阻害除去）
- 危険建物放置の防止策
  - 都市計画税の重課などにより放置することの社会的費用を賦課
  - 放置家屋がある方が固定資産税や相続税が軽減されることがない制度へ
  - 耐震性の高い建物の地震保険料率を適切に下げる
  - 現在の保険料率は極めてゆがんでおり、耐震性の高い建物には著しく不利な仕組み
- (2) 建物所有者自らの耐震化を促進する
  - 耐震化された建物の方が（災害時に周辺に迷惑をかける可能性を低め、ひいては公共の費用を低減させるので）固定資産税・都市計画税などを安くする仕組みへ（建物に対する固定資産税や都市計画税は建物価値に比例させずに、価値に中立的にするか、むしろ耐震性・耐火性が高い方が安くなる仕組みへ）
- (3) 地震保険の活用
  - 地震保険における料率の適正化
  - 保険の補償率を上げる
- (4) 耐震化できない人の救済策
  - 建物を所有していない人：自ら改修はできない
    - 耐震性の高い建物を選べる制度へ・・・賃貸住宅における耐震性情報表示の義務化
    - 賃貸住宅所有者の耐震化する動機にもなる
  - 建物を所有しているが耐震化する資力がない人・・・建て替え・耐震改修融資制度の充実
  - それでもできない人・・・共同事業化、リバースモーゲッジなどを利用しやすく
  - 上記でも救済されない人・・・公共賃貸住宅ないし家賃補助などによる対応
- (5) 生活再建策の強化
  - 上記を施すことによるリスク低減量に応じて、再建支援を高めていく
  - [被災者生活再建支援制度 はここに位置づけられる。上記対策・普及程度とセットで検討されるべき]
- (6) 建物の再建設費は、保険制度で対応することを原則に。保険でほぼ全額補償へ。
- (7) 被災者生活再建支援制度は建物再建するまでの間の再建設費以外の支援に。また、被災者が早く建物再建するインセンティブを損なわない工夫が必要。自助によるQOLの方が高い。
- (8) 被災者生活再建支援制度の発動は速やかに。
- (9) 大都市部大震災などがあっても、対応できる制度設計を基本とすべき。
- (10) 早めに建て替え、改修しておけば、日常生活におけるQOLも向上。

## 6. 被災者生活再建支援制度自体の課題

- (1) 用途の限定化の問題
  - 生活再建しようとしている生活の水準の想定議論

最低限の生活→生活に必須な最低限の物品に限る

普通の生活 →額を限定してむしろ用途は自由に、ただし、額 $\leq$ 被害額 $\times \alpha$

## (2) 手続きの問題

手続きは簡素が原則、煩雑な手続きが必要な場合は事後的に調整しては？

少額は被災認定ですぐに交付

事情による増額分は、審査後に交付

被災者用の特別ローンの速やかな実行を考えては？

## (3) 所得による差別化・世帯規模による差異の問題

高所得者・高資産者の方が、自力による再建は容易になるのは一般論としては成立

ただし、高所得者でも仕事の基盤を失う者もいる

上記特別ローン制度とセットとし、事後の事情も含めた軽減策を講じてはどうか？

## (4) 地方の裁量性を増すことの問題

裁量枠が増えれば、地域の事情に応じた支給は可能（限定する用途）

ただし、額の算出においては、不公平がないようにすべき（被災者人数など単純な指標で額を算定する？）

## (5) 規制改革・民間開放推進会議での論点

公共負担のフィージビリティ： 今後、予想されている複数の大震災に対応できるかどうかの財政シミュレーションを行うこと

公平性： 被災者間の公平性の確保（地方による扱いの違い、世帯規模による違い、所得の小差による大きな支援の違い、）

耐震改修動機： 地震保険制度における不合理な料率設定を至急改善すること、耐震改修・建て替えを促進すること、それに支障となる制度を改正すること

## 7. 原理的検討

自助を原則とする場合の考え方

基準状態として、以下を考える

1) 地震・災害保険に加入する（耐震性にかかわる違いは保険料率によって反映されると仮定）

2) 地震・災害保険は建物などの除却、再建築および家財の原状復帰に要する費用、一時居住に要する費用から一定の控除額  $a$  を引いた額を補填する

[上記はどちらも現行制度では満たされていないが、今後、そのように改革することを前提]

この場合に、財産としての損失は  $a$  となる。よって、被災者生活再建支援制度では、この  $a$  をもとに支給すれば良くなる。保険に入らないという選択をしたとしても、同額を支給すれば公平。

→ $a$  ないしその一定割合を、支給するしくみ

前提として、不合理な地震保険制度（不合理は料率の改正）を至急に改正すること、地震保険制度における補償内容（補償対象の拡大、限度枠の拡大）を大幅に増やすこと。再建用特別ローン制度を充実させること（地震保険に加入しなかった人への対策の意味もある）。